第二十一条第七号イ中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、「以下」の下に「この号において」を加え、同号ロ中「第九条」を「第十条」に改め、同号ハ中「第九条第三項」を「第十条第三項」に改め、同条を第二十四条とし、第十八条から第二十条までを三条ずつ繰り下げる。

第十七条第一項第三号中「本人確認書類」の下に「又は補完書類」を加え、「第十三条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、同項第四号中「本人確認書類」の下に「若しくは補完書類」を加え、「第十三条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、同項第五号中「第五条第一項第一号ロからニまで」を「第六条第一項第一号ロ、ホ及びヘ」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同項第六号中「第五条第四項又は第十一条第三項」を「第六条第四項又は第十二条第三項」に改め、同項第七号中「第十三条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、同項第十二号中「第五条第二項（第十一条第一項」を「第六条第二項（第十二条第一項」に改め、同項第十三号中「第五条第三項」を「第六条第三項」に、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に、「第五条第四項若しくは第十一条第三項」を「第六条第四項若しくは第十二条第三項」に、「第五条第四項第三号」を「第六条第四項第三号」に、「第十一条第三項第三号」を「第十二条第三項第三号」に改め、同項第十八号中「有無」を「本人特定事項及び当該実質的支配者と当該顧客等との関係」に、「及び」を「（当該確認に書類を用いた場合には、当該」に改め、「事項」の下に「を含む。）」を加え、同項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　顧客等が令第十二条第三項各号に掲げるものであるときは、その旨及び同項各号に掲げるものであると認めた理由

第十七条第一項第二十四号中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条第二項中「本人確認書類」の下に「若しくは補完書類」を加え、同条第三項中「第十九号」を「第十八号」に、「第二十一号」を「第二十号」に改め、「本人確認書類」の下に「若しくは補完書類」を加え、同条を第二十条とする。

第十六条第一項第二号中「ホまで」を「へまで」に、「（ロ」を「（ハ」に改め、同号ホ中「第十三条第一項第二号」を「第十四条第一項第二号」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニ中「第五条第三項」を「第六条第三項」に、「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に、「第五条第四項若しくは第十一条第三項」を「第六条第四項若しくは第十二条第三項」に、「第五条第四項第三号」を「第六条第四項第三号」に、「第十一条第三項第三号」を「第十二条第三項第三号」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第五条第二項（第十一条第一項」を「第六条第二項（第十二条第一項」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第五条第一項第一号ホからトまで」を「第六条第一項第一号トからリまで」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第五条第一項第一号ハ（第十一条第一項」を「第六条第一項第一号ホ（第十二条第一項」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ　第六条第一項第一号ニ（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき　当該送付を受けた本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

第十六条を第十九条とし、第十五条を第十八条とする。

第十四条第一項中「第二十一条第一号」を「第二十四条第一号」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令第十三条第二項に規定する主務省令で定める取引）

第十七条　令第十三条第二項に規定する主務省令で定める取引は、当該特定事業者（同条第一項第一号に掲げる取引にあっては、同号に規定する他の特定事業者）が前条に規定する方法によりその顧客等が既に取引時確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとった取引の相手方が当該取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引、当該取引時確認が行われた際に当該取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行う取引、疑わしい取引及び同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引とする。

第十三条第一項第一号中「第五条又は第十一条」を「第六条又は第十二条」に改め、同項第二号イ中「第五条第一項第一号イからニまで」を「第六条第一項第一号イからヘまで」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第五条第一項第一号ホからトまで」を「第六条第一項第一号トからリまで」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に、「第十六条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改め、同条第三項中「及び当該各号に掲げる法人に実質的支配者がある場合にあっては、当該実質的支配者の本人確認書類又はその写し（当該本人確認書類又はその写しに当該実質的支配者の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないときは、当該本人確認書類又はその写し及び当該記載がある当該実質的支配者の補完書類又はその写し）を確認する」を「を確認し、かつ、当該顧客等の代表者等から申告を受ける」に改め、同項第一号中「第十条第二項第一号に掲げる法人」を「資本多数決法人」に改め、同項第二号中「第十条第二項第二号に掲げる法人」を「資本多数決法人以外の法人」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（外国政府等において重要な地位を占める者）

第十五条　令第十二条第三項第一号に規定する主務省令で定める者は、外国において次の各号に掲げる職にある者とする。

一　我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職

二　我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職

三　我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職

四　我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職

五　我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職

六　中央銀行の役員

七　予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

第十二条第一項中「第五条、第八条、第九条、第十条第一項」を「第六条、第九条、第十条、第十一条第一項」に、「取引又は」を「取引」に改め、「おける取引」の下に「、疑わしい取引又は同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」を加え、同項第三号中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「、第五条第一項」を「、第六条第一項」に改め、同項の表を次のように改める。

第六条第一項第一号イ	当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等	当該代表者等から当該代表者等
	提示（同条第一号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。ロ及びハにおいて同じ。）の代表者等からの提示を除く。）	提示
第六条第一項第一号ロ	当該顧客等又はその代表者等	当該代表者等
	当該顧客等の	当該代表者等の
	次条第一号イ	次条第一号イ及びロ
	提示（同号ロに掲げる書類の提示にあっては、当該書類の代表者等からの提示に限る。）	提示